

第一百八十九回

参議院環境委員会議録第十号

平成二十四年七月三十一日(火曜日)

午後二時五分開会

委員の異動

七月二十六日

辞任

長谷川 岳君

三原じゅん子君

谷岡 郁子君

舟山 康江君

補欠選任

鈴木 政二君

小坂 憲次君

舟山 康江君

国務大臣

大臣政務官

環境大臣政務官

高山 智司君

市田 忠義君

細野 豪志君

平山 康江君

我が国においては、今後の我が国経済社会の持続的な発展を可能とするため、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を構築していくことが喫緊の課題となつております。

このような状況の中で、デジタルカメラ、ゲーム機等の小型電子機器等が使用済みになつた場合には、その相当部分が一般廃棄物として市町村による処分が行われております。市町村により処分される場合には、鉄やアルミ等一部の金属しか回収できず、金や銅などの有用金属は埋立処分されているのが現状です。

このような状況を踏まえて、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関し基本的な事項を定めるとともに、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、主務大臣は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針を定めることとしております。

第二に、使用済小型電子機器等の再資源化のための事業を行おうとする者は、当該事業の実施に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができることとしております。

第三に、再資源化事業計画の認定を受けた者が

使用済小型電子機器等の再資源化を促進するた

めの措置を講ずることにより、廃棄物の適正な

処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もつて生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第一条 この法律は、使用済小型電子機器等に利

用されている金属その他の有用なもの相当部

分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、

使用済小型電子機器等の再資源化を促進するた

めの措置を講ずることにより、廃棄物の適正な

処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もつて生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「小型電子機器等」と

は、一般消費者が通常生活の用に供する電子機

器その他の電気機械器具、特定家庭用機器、再商

業、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可は不要とすることとしております。

第四に、再資源化事業計画の認定を受けた者に

ついては、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整

備の促進に関する法律に基づき、産業廃棄物処理

ます。

○国務大臣(細野豪志君) 使用済小型電子機器等

の再資源化の促進に関する法律案につきまして、

その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げ

ます。

出席者は左のとおり。

委員長 松村 祥史君

理事 川合 孝典君

補欠選任 川合 孝典君

補欠選任 石橋 通宏君

補欠選任 松村 祥史君

補欠選任 石橋 通宏君

補欠選任 小西 洋之君

補欠選任 小見山 幸治君

補欠選任 川口 順子君

補欠選任 北川イッセイ君

補欠選任 石橋 通宏君

補欠選任 輪石 一郎君

補欠選任 バーディ君

補欠選任 徳永 久志君

補欠選任 小坂 売次君

補欠選任 鈴木 政二君

補欠選任 谷川 秀善君

補欠選任 中川 雅治君

補欠選任 加藤 修一君

補欠選任 聰朗君

補欠選任 環境大臣

○委員長(松村祥史君) ただいまから環境委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二十六日、谷岡郁子君、長谷川岳君及び三

原じゅん子君が委員を辞任され、その補欠として

船山康江君、鈴木政二君及び小坂憲次君が選任さ

れました。

○委員長(松村祥史君) 使用済小型電子機器等の

再資源化の促進に関する法律案を議題といたしま

す。

政府から趣旨説明を聴取いたしました。細野豪志

環境大臣。

○国務大臣(細野豪志君) 使用済小型電子機器等

の再資源化の促進に関する法律案につきまして、

その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げ

ます。

平成二十四年七月三十一日

【参議院】

出席者は左のとおり。	委員長 松村 祥史君	理事 川合 孝典君	補欠選任 川合 孝典君	補欠選任 石橋 通宏君	補欠選任 松村 祥史君	補欠選任 石橋 通宏君	補欠選任 小西 洋之君	補欠選任 小見山 幸治君	補欠選任 川口 順子君	補欠選任 北川イッセイ君	補欠選任 石橋 通宏君	補欠選任 輪石 一郎君	補欠選任 バーディ君	補欠選任 徳永 久志君	補欠選任 小坂 売次君	補欠選任 鈴木 政二君	補欠選任 谷川 秀善君	補欠選任 中川 雅治君	補欠選任 加藤 修一君	補欠選任 聰朗君	補欠選任 環境大臣
出席者は左のとおり。	委員長 松村 祥史君	理事 川合 孝典君	補欠選任 川合 孝典君	補欠選任 石橋 通宏君	補欠選任 松村 祥史君	補欠選任 石橋 通宏君	補欠選任 小西 洋之君	補欠選任 小見山 幸治君	補欠選任 川口 順子君	補欠選任 北川イッセイ君	補欠選任 石橋 通宏君	補欠選任 輪石 一郎君	補欠選任 バーディ君	補欠選任 徳永 久志君	補欠選任 小坂 売次君	補欠選任 鈴木 政二君	補欠選任 谷川 秀善君	補欠選任 中川 雅治君	補欠選任 加藤 修一君	補欠選任 聰朗君	補欠選任 環境大臣
出席者は左のとおり。	委員長 松村 祥史君	理事 川合 孝典君	補欠選任 川合 孝典君	補欠選任 石橋 通宏君	補欠選任 松村 祥史君	補欠選任 石橋 通宏君	補欠選任 小西 洋之君	補欠選任 小見山 幸治君	補欠選任 川口 順子君	補欠選任 北川イッセイ君	補欠選任 石橋 通宏君	補欠選任 輪石 一郎君	補欠選任 バーディ君	補欠選任 徳永 久志君	補欠選任 小坂 売次君	補欠選任 鈴木 政二君	補欠選任 谷川 秀善君	補欠選任 中川 雅治君	補欠選任 加藤 修一君	補欠選任 聰朗君	補欠選任 環境大臣
出席者は左のとおり。	委員長 松村 祥史君	理事 川合 孝典君	補欠選任 川合 孝典君	補欠選任 石橋 通宏君	補欠選任 松村 祥史君	補欠選任 石橋 通宏君	補欠選任 小西 洋之君	補欠選任 小見山 幸治君	補欠選任 川口 順子君	補欠選任 北川イッセイ君	補欠選任 石橋 通宏君	補欠選任 輪石 一郎君	補欠選任 バーディ君	補欠選任 徳永 久志君	補欠選任 小坂 売次君	補欠選任 鈴木 政二君	補欠選任 谷川 秀善君	補欠選任 中川 雅治君	補欠選任 加藤 修一君	補欠選任 聰朗君	補欠選任 環境大臣
出席者は左のとおり。	委員長 松村 祥史君	理事 川合 孝典君	補欠選任 川合 孝典君	補欠選任 石橋 通宏君	補欠選任 松村 祥史君	補欠選任 石橋 通宏君	補欠選任 小西 洋之君	補欠選任 小見山 幸治君	補欠選任 川口 順子君	補欠選任 北川イッセイ君	補欠選任 石橋 通宏君	補欠選任 輪石 一郎君	補欠選任 バーディ君	補欠選任 徳永 久志君	補欠選任 小坂 売次君	補欠選任 鈴木 政二君	補欠選任 谷川 秀善君	補欠選任 中川 雅治君	補欠選任 加藤 修一君	補欠選任 聰朗君	補欠選任 環境大臣

○委員長(松村祥史君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日

はこれにて散会いたします。

午後二時八分散会

事業振興財團が行う債務保証等の対象とすることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容

であります。

○委員長(松村祥史君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同く

ださいますようお願い申上げます。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容

であります。

品化法(平成十年法律第九十七号)第二条第四項に規定する特定家庭用機器を除く。)であつて、次の各号のいずれにも該当するものとして政令で定めるものをいう。

一 当該電気機械器具が廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第二条第一項に規定する廃棄物をいう。次号及び第十条第三項第一号において同じ。)となつた場合において、その効率的な収集及び運搬が可能であると認められるもの

二 当該電気機械器具が廃棄物となつた場合におけるその再資源化が廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を図る上で特に必要なもののうち、当該再資源化に係る経済性の面における制約が著しくないと認められるもの

3 この法律において「使用済小型電子機器等」とは、小型電子機器等のうち、その使用を終了したものと。この法律において「再資源化」とは、使用済小型電子機器等の全部又は一部を原材料又は部品その他製品の一部として利用することができる状態にすることをいう。

(基本方針)

第三条 主務大臣は、使用済小型電子機器等の再資源化を総合的かつ計画的に推進するため、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 使用済小型電子機器等の再資源化の促進の基本的方向

二 使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量に関する目標

三 使用済小型電子機器等の再資源化の促進のための措置に関する事項

四 環境の保全に資するものとしての使用済小

型電子機器等の再資源化の促進の意義に関する知識の普及に係る事項

五 前各号に掲げるもののほか、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する重要な事項

六 個人情報の保護その他の使用済小型電子機器等の再資源化の促進に際し配慮すべき重要な事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、使用済小型電子機器等を分別して収集し、その再資源化を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、使用済小型電子機器等に関する情報の収集、整理及び活用、使用済小型電子機器等の再資源化に関する研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国は、教育活動、広報活動等を通じて、使用済小型電子機器等の収集及び運搬並びに再資源化に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第五条 市町村は、その区域内における使用済小型電子機器等を分別して収集するため必要な措置を講ずるとともに、その収集した使用済小型電子機器等を第十条第三項の認定を受けた者その他使用済小型電子機器等の再資源化を適正に実施する者に引き渡すよう努めなければならない。

(製造業者の責務)

第六条 小型電子機器等の小売販売を業として行う者は、消費者による使用済小型電子機器等の適正な排出を確保するため協力するよう努めなければならない。

第七条 事業者は、その事業活動に伴つて生じた使用済小型電子機器等を排出する場合にあっては、当該使用済小型電子機器等を分別して排出し、第十条第三項の認定を受けた者その他使用者に、当該使用済小型電子機器等の収集若しくは運搬又は再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならない。

(小売業者の責務)

第八条 小型電子機器等の小売販売を業として行う者は、消費者による使用済小型電子機器等の適正な排出を確保するため協力するよう努めなければならない。

第九条 小型電子機器等の製造を業として行う者は、小型電子機器等の設計及びその部品又は原材料の種類を工夫することにより使用済小型電子機器等の再資源化に要する費用を低減するとともに、使用済小型電子機器等の再資源化により得られた物を利用するよう努めなければならない。

(再資源化事業計画の認定)

第十条 使用済小型電子機器等の再資源化のための使用済小型電子機器等の収集、運搬及び処分(再生を含む。以下同じ。)の事業(以下「再資源化事業」という。)を行おうとする者(当該収集、運搬又は処分の全部又は一部を他人に委託して当該再資源化事業を行おうとする者を含む。)は、主務省令で定めるところにより、使用済小

う必要な措置を講ずることに努めなければならない。

(消費者の責務)

第六条 消費者は、使用済小型電子機器等を排出する場合にあっては、当該使用済小型電子機器等を分別して排出し、市町村その他使用済小型電子機器等の収集若しくは運搬又は再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならない。

2 再資源化事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申請者の名称又は氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

2 申請者が法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準する者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問はず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準する者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次項第四号において同じ。)の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

3

三 申請者が個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

4

四 使用済小型電子機器等の収集を行おうとする区域

五 再資源化事業の内容

六 使用済小型電子機器等の収集、運搬又は処分を行う者及びその者が行う収集、運搬又は処分の別

七 使用済小型電子機器等の収集又は運搬の用に供する施設

八 使用済小型電子機器等の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備

九 使用済小型電子機器等の再資源化に関する研究開発を行おうとする場合にあつては、その内容

十 その他主務省令で定める事項

3

主務大臣は、第一項の規定による申請があつた場合において、その申請に係る再資源化事業

3

計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

型電子機器等の再資源化事業の実施に関する計画(以下この条及び次条第四項第一号において「再資源化事業計画」という。)を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2 再資源化事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申請者の名称又は氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

2 申請者が法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準する者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問はず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準する者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次項第四号において同じ。)の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

3

三 申請者が個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

4

四 使用済小型電子機器等の収集を行おうとする区域

五 再資源化事業の内容

六 使用済小型電子機器等の収集、運搬又は処分を行う者及びその者が行う収集、運搬又は処分の別

七 使用済小型電子機器等の収集又は運搬の用に供する施設

八 使用済小型電子機器等の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備

九 使用済小型電子機器等の再資源化に関する研究開発を行おうとする場合にあつては、その内容

十 その他主務省令で定める事項

3

主務大臣は、第一項の規定による申請があつた場合において、その申請に係る再資源化事業

3

計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

なす。

7 一般廃棄物処理基準(廃棄物処理法第六条の第二項に規定する一般廃棄物処理基準をいう。)に適合しない使用済小型電子機器等(一般廃棄物であるものに限る。)の収集、運搬又は処分が行われた場合において、認定事業者が当該収集、運搬若しくは処分を行った者に対して当該収集、運搬若しくは処分をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が当該収集、運搬若しくは処分をすることを助けたときは、当該認定事業者は、廃棄物処理法第十九条の四の規定(同条の規定に係る罰則を含む。)の適用については、同条第一項に規定する処分者等に該当するものとみなす。

(産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の特例)

第十四条 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成四年法律第六十二号)第十六条第一項の規定により指定された産業廃棄物処理事業振興財團(次項において「振興財團」という。)は、同法第十七条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 認定事業者等が認定計画に従つて行う使用済小型電子機器等の再資源化(産業廃棄物の処理に該当するものに限る。)の用に供する施設の整備の事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

二 認定事業者等が認定計画に従つて行う研究開発(産業廃棄物の処理に関する新たな技術の開発に資するものに限る。)に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の規定により振興財團が同項各号に掲げる業務を行ふ場合には、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第十八条第一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務」である。

及び使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成二十四年法律第六十二号)以下「再資源化促進法」という。)第十四条第一項第一号に掲げる業務」と、同法第十九条中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び再資源化促進法第十四条第一項各号に掲げる業務」と、同法

第二十一条第二号中「掲げる業務及び再資源化促進法第十四条第一項各号に掲げる業務」とあるのは「掲げる業務」と、同法第三号に掲げる業務並びに「とあるのは」掲げ

る業務及び再資源化促進法第十四条第一項第二号に掲げる業務並びにこれらに」と、同法第二十二条第一項、第二十三条及び第二十四条第一号に掲げる業務並びにこれらに」とあるのは「掲げ

る業務及び再資源化促進法第十四条第一項第二号に掲げる業務並びにこれらに」と、同法第二十二条第一項、第二十三及び第二十四条第一号に掲げる業務とあるのは「掲げ

る業務及び再資源化促進法第十四条第一項第二号に掲げる業務並びにこれらに」とあるのは「掲げ

きる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(関係行政機関への照会等)

第十八条 主務大臣は、この法律の規定に基づく事務に關し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができる。(主務大臣等)

第十九条 この法律における主務大臣は、環境大臣及び経済産業大臣とする。

第二十条 この法律における主務省令は、環境大臣及び経済産業大臣の発する命令とする。

第二十一条 この法律に規定する主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 施行期日

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 偽の報告をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

附 則

一 第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(権限の委任)

第二十条 この法律に規定する主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(罰則)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 第十七条第一項の規定による立入検査の権限

三 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)

の一部を次のように改正する。

別表第一第一百五十六号の次に次のように加え

る。

百五十六の二 使用済小型電子機器等の再資源化事業計画の認定

(一) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成二十四年法律第六十二号)第十四条第三項(再資源化事業計画の認定)の規定による再資源化事業計画の認定

(二) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第十四条第一項(再資源化事業計画の変更等)の規定による再資源化事業計画の変更の認定

イ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第十条第二項第四号の使用済小型電子機器等の収集を行うとする区域の増加に係る再資源化事業計画の変更の認定で財務省令で定めるもの

認定件数	認定件数
一件につき三万円	一件につき十五万円

□ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する
法律第十条第二項第六号の使用済小型電子機器等の
収集、運搬若しくは処分を行う者又は業務の種別
(その者が行う収集、運搬又は処分の別をいう。)の
増加に係る再資源化事業計画の変更の認定

認定件数
一件につき三万円

第六号中正誤
八十四ページ二段終わりから十二行から十一行の
「第一百五号第七項第一号」は「第一百五条第七項第一
号」の誤り。
八十六ページ一段末行から二段一行の「放射線障
害の技術的基準」は「放射線障害の防止に関する技
術的基準」の誤り。

平成二十四年八月六日印刷

平成二十四年八月七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F